

業績のご報告《主な経営指標の推移》

回次	第90期	第91期	第92期	第93期	第94期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
経常収益	50,854百万円	39,928百万円	41,199百万円	39,812百万円	38,724百万円
うち信託報酬	131百万円	3百万円	0	0	0
経常利益	1,698百万円	7,955百万円	2,926百万円	1,384百万円	5,915百万円
当期純利益	1,330百万円	5,823百万円	1,391百万円	3,347百万円	4,493百万円
資本金	44,127百万円	54,127百万円	54,127百万円	54,127百万円	54,127百万円
発行済株式総数	普通株28,907千株 優先株 8,000千株	普通株 36,313千株 優先株 2,460千株	普通株39,308千株 優先株 1,200千株	普通株 39,308千株 優先株 1,200千株	普通株 39,308千株 優先株 1,200千株
純資産額	90,952百万円	76,740百万円	73,563百万円	78,562百万円	85,427百万円
総資産額	1,494,826百万円	1,508,403百万円	1,524,741百万円	1,538,924百万円	1,644,896百万円
預金残高	1,361,663百万円	1,397,154百万円	1,413,924百万円	1,420,442百万円	1,524,160百万円
貸出金残高	1,050,597百万円	1,119,566百万円	1,163,078百万円	1,183,386百万円	1,209,574百万円
有価証券残高	262,236百万円	282,293百万円	212,018百万円	242,526百万円	284,550百万円
1株当たり純資産額	1,743.42円	1,690.99円	1,718.16円	1,845.73円	2,020.72円
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	普通株式 — (—) 第1回優先株式 75.00円 (—)	普通株式 10.00円 (—) 第1種優先株式 75.00円 (—)	普通株式 8.00円 (—) 第1種優先株式 75.00円 (—)	普通株式 8.00円 (—) 第1種優先株式 75.00円 (—)	普通株式 8.00円 (—) 第1種優先株式 75.00円 (—)
1株当たり当期純利益金額	25.28円	187.78円	33.41円	82.94円	112.15円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	16.38円	156.87円	30.75円	73.23円	99.46円
単体自己資本比率(国内基準)	10.92%	9.27%	8.60%	9.66%	10.49%
自己資本利益率	1.34%	10.2%	2.0%	4.6%	5.79%
株価収益率	126.98倍	14.67倍	26.58倍	9.81倍	9.38倍
配当性向	—	6.3%	24.1%	9.6%	7.13%
従業員数 (ほか、平均臨時従業員数)	1,179人 (246人)	1,159人 (254人)	1,147人 (267人)	1,165人 (273人)	1,156人 (282人)
信託財産額	267百万円	84百万円	30百万円	3百万円	1百万円
信託勘定貸出金残高	—	—	—	—	—
信託勘定有価証券残高	—	—	—	—	—

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 純資産額及び総資産額の算定にあたり、平成19年3月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
3. 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が改正されたことに伴い、平成19年3月から繰延ヘッジ損益を含めて算出してしております。
4. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
5. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出してしております。
6. 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出してしております。当行は、国内基準を採用しております。
なお、平成18年3月は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出してしております。
7. 自己資本比率、自己資本利益率、配当性向について、従来は決算短信と平仄をとり、小数点第2位を四捨五入し小数点第1位まで表示しておりましたが、平成22年3月から小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位まで表示してしております。

業績

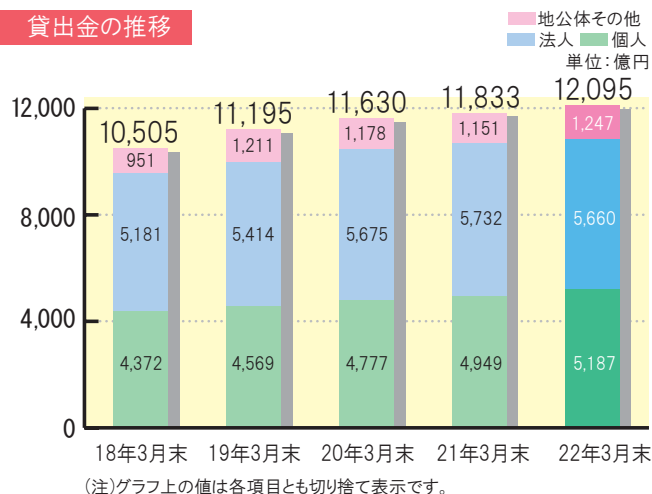
業績

貸出金

個人向け、地公体向け貸出が増加

貸出金の期末残高は、住宅ローンを中心とした個人向け貸出や、地公体向け貸出が順調に推移したことにより、前期末を262億円上回る1兆2,095億円となりました。

貸出金の推移

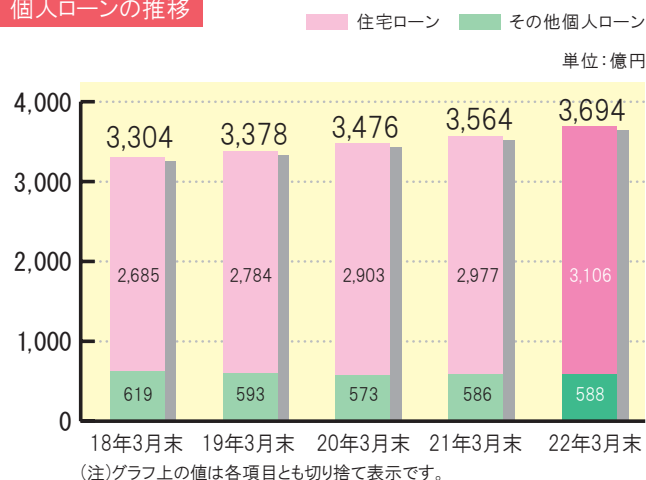


個人ローン

住宅ローン残高が増加

個人ローンの期末残高は、住宅ローンの増加により、前期末比130億円増加の3,694億円となりました。

個人ローンの推移

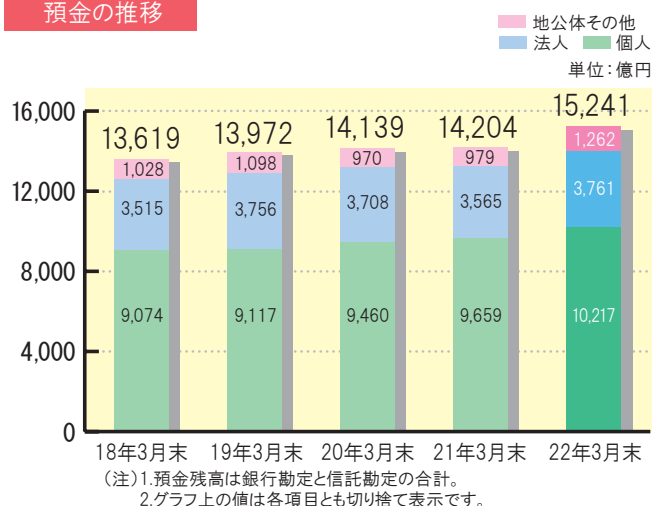


預金

個人向け定期預金が増加

預金の期末残高は、新たに発売した個人向け定期預金が順調に推移したほか、法人、地公体向け預金も順調に推移したため、前期末比1,037億円増加の1兆5,241億円と、初めて1兆5,000億円を突破しました。

預金の推移

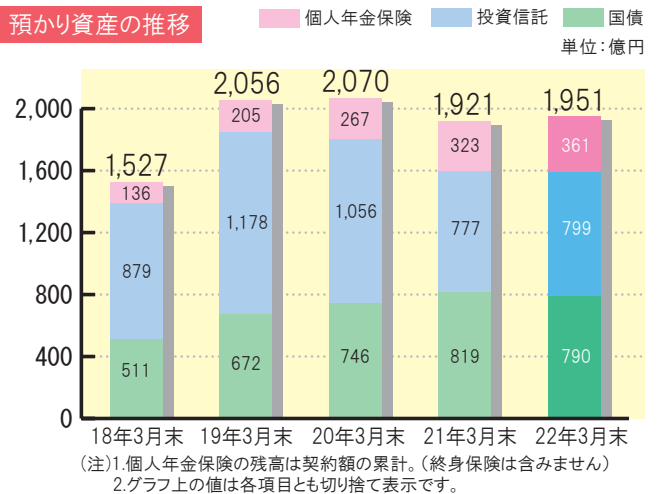


預かり資産

投資信託や個人年金保険が増加

預かり資産（投資信託、国債、個人年金保険）の期末残高は、投資信託の基準価額上昇や個人年金保険の販売増加により、前期末比30億円増加の1,951億円となりました。

預かり資産の推移



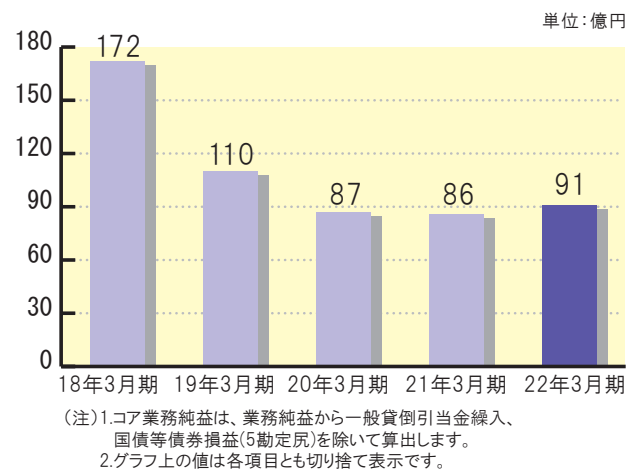
コア業務純益

預貸金収支が改善し、有価証券利息配当金も増加

コア業務純益^(注)は、預金や貸出金、為替業務などであげた利益(業務純益)から一時的な変動要因を除いた、銀行の本来業務の収益力を表す指標で、事業会社の営業利益に相当する概念です。

今期のコア業務純益は、役務取引等利益は減少しましたが、貸出金利息の増加、預金利息の減少、有価証券利息・配当金の増加などにより、前年同期比5億円増加の91億円となりました。

コア業務純益の推移

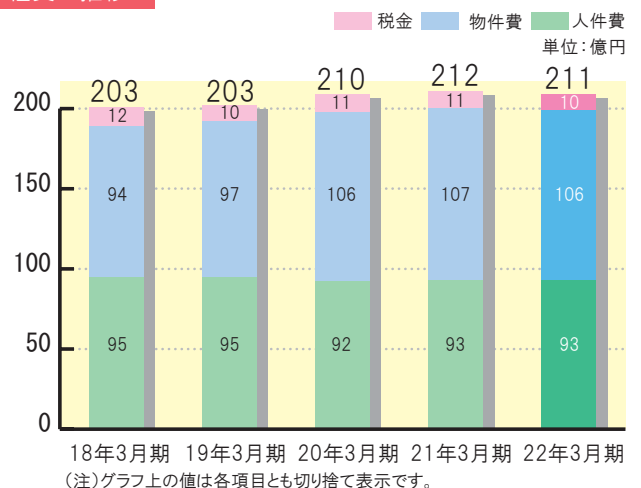


経費

物件費が減少

物件費を中心に経費の削減に努めた結果、経費全体で前期を1億円下回る211億円となりました。

経費の推移



業績

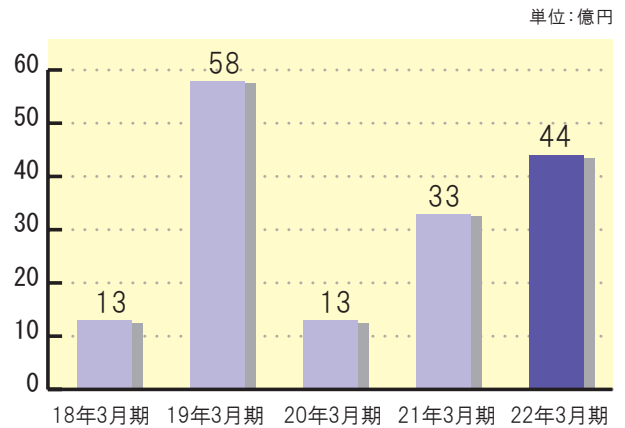
業績

経常利益・当期純利益

有価証券損益の改善により当期純利益は増加

経常利益は、前年同期に発生した金融市場混乱の反動から国債等債券償却、株式等償却が減少したことなどから、前期を46億円上回る59億円、当期純利益は、前期を11億円上回る44億円となりました。

当期純利益の推移



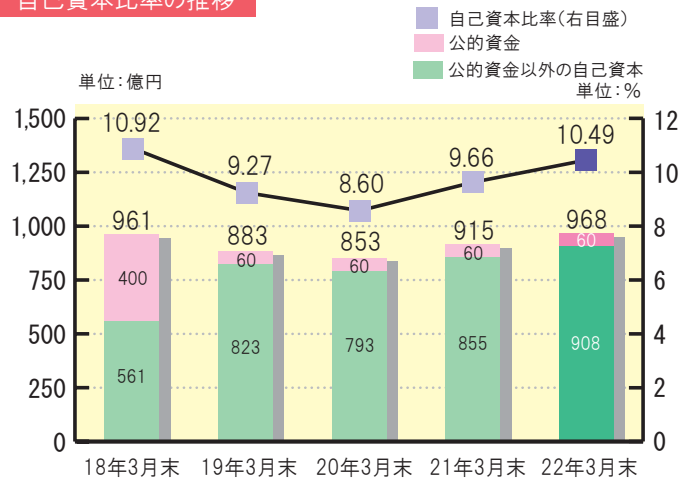
自己資本比率

利益の積み上げ等により上昇

自己資本比率は、経営の安全性や健全性を図る指標の一つで、資本金等の自己資本が貸出金を中心とする資産規模に比べてどの程度充実しているかを表します。この比率は、海外に営業拠点を持つ銀行は8%以上、当行のように国内のみで営業している銀行は4% (国内基準) 以上が必要です。

当行の22年3月末の自己資本比率は、利益の積み上げ等により、前期末比0.83ポイント上昇の10.49%となりました。

自己資本比率の推移



格付け

格付けは前年比1ランク引き上げの「A」(シングルAフラット)

格付けは、企業が発行する債券などの元金および利息の支払いが、約定どおり履行される確実性の度合いを公正な第三者である格付機関が評価し、その結果を記号で表したものです。当行は日本格付研究所の格付け^(注)を取得しており、20ランク中上位から6番目となる「A」(シングルAフラット)の良好な評価を得ています。

(注)格付けは、「AAA」から「D」までの10段階です。「AA」から「B」までの格付けには、同一等級内での相対的評価として、(+)(-)の符号による区分があります。この符号も含めてランク付した場合、格付けは20ランクに区分されます。

格付けの定義

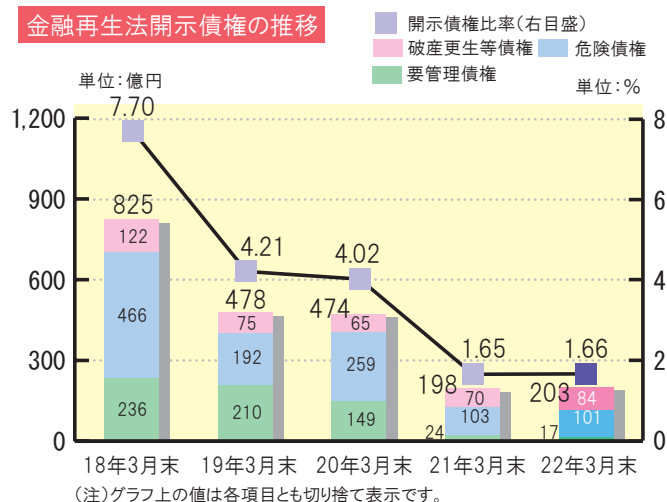
長期債券格付記号	定義
AAA	債務履行の確実性が最も高い。
AA (+-)	債務履行の確実性は非常に高い。
A (+-)	債務履行の確実性は高い。
BBB (+-)	債務履行の確実性は認められるが、上位等級に比べて、将来、債務履行の確実性が低下する可能性がある。
BB (+-)	債務履行に当面問題はないが、将来まで確実であるとはいえない。
B (+-)	債務履行の確実性に乏しく、懸念される要素がある。
CCC	現在においても不安な要素があり、債務不履行に陥る危険性がある。
CC	債務不履行に陥る危険性が高い。
C	債務不履行に陥る危険性が極めて高い。
D	債務不履行に陥っている。

開示債権

開示債権額・比率とも低水準を維持

金融再生法に基づく開示債権額は、前期末比5億円増加の203億円、開示債権比率は前期末比0.01ポイント上昇の1.66%となりましたが、引き続き低水準を維持しました。

金融再生法開示債権の推移



平成23年3月期業績予想

当期純利益41億円を予想

平成23年3月期は、預金・貸出金ボリュームの増加から増収を見込んでいますが、償却債権取立益の減少が見込まれることから、当期純利益は前期を3億円下回る41億円を予想しています。

平成23年3月期業績予想

	23年3月期予想	22年3月期実績	増減額
経常収益	390	387	+3
経常利益	65	59	+6
当期純利益	41	44	△3

資産の健全化

お取引先の経営改善支援、資産の健全化に積極的に取り組んでいます。

琉球銀行は、資産の健全化は経営の最重要課題であると認識し、不良債権の早期処理、お取引先の経営改善支援に積極的に取り組んでおり、資産の健全性を示す開示債権比率は、前年に引き続き1%台と全国的に見ても極めて良好な水準を達成しました。しかし、最近の経済環境を踏まえ、資産の健全性を確保しつつ、お取引先の事業活動の円滑な遂行ならびにこれを通じた雇用の安定に更に積極的に取り組む必要があります。

例えば、自己査定債務者区分でいう破綻懸念先や要管理先のほとんどは事業を継続しており、業績の回復や延滞解消があれば正常先に戻る可能性が十分にあります。こうした経営改善に取り組んでいるお取引先のご要望に対して、経営改善に向けた助言、経営改善計画策定の支援などに積極的に取り組むことで、お取引先企業の事業再生ならびに当行の資産健全化を図っています。平成21年度については、304先の経営改善支援に取り組み、うち38先で債務者区分の良化を図ることができました。

当行は引き続き、お取引先の経営の改善、再生についての取り組みを強化し、県内の中小企業の事業再生ならびに発展に寄与してまいります。

自己査定の債務者区分と金融再生法に基づく開示債権

自己査定における債務者区分		金融再生法に基づく開示債権	引当率	引当額	保全率
破綻先	10億円	破産更生等債権 84億円	無担保部分の 100.00%	6億円	100.00%
実質破綻先	74億円				
破綻懸念先	101億円	危険債権 101億円	無担保部分の 49.63%	15億円	83.99%
要管理先	要管理先 21億円	要管理債権 17億円	無担保部分の 10.46%	0億円	70.73%
	その他要注意先 1,814億円				
正常先	10,204億円	正常債権 12,022億円	債権額の2.03%	36億円	開示債権額 203億円 開示債権の保全率 89.32%
合計	12,226億円	合計	債権額の0.06%	6億円	
		合計	合計	67億円	

破綻懸念先
以下の保全率
91.30%

引当・保全率の考え方

- **破綻先・実質破綻先の債権**
担保、保証等で保全されていない債権額の100%を償却・引当しています。
- **破綻懸念先の債権**
過去の貸倒実績率に基づいて個別債務者ごとに予想損失額を見積もり、予想損失額に相当する額を個別貸倒引当金として計上しています。
- **要管理先・その他要注意先・正常先の債権**
過去の貸倒実績率に基づき、要管理先の債権で3年、その他要注意先および正常先の債権で1年の予想損失額を見積もり、一般貸倒引当金として計上しています。
- **保全率**
担保・保証等および貸倒引当金で債権額の何%をカバーしているかを表します。

(注) 1.表上の値は各項目とも切り捨て表示です。
2.平成22年3月末現在。

自己査定債務者区分と金融再生法開示債権の定義

◎ 自己査定の破綻先・実質破綻先＝金融再生法の破産更生等債権

破産、清算、会社更生等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権、およびそれと同等の状態にある債務者に対する債権です。

◎ 自己査定の破綻懸念先＝金融再生法の危険債権

現状では事業を継続しているが、実質的に債務超過の状態に陥っており、業況が著しく低調で貸出金が延滞状態にあるなど、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権です。

◎ 自己査定の要管理先＞金融再生法の要管理債権

■ 自己査定の要管理先

債務者の経営再建または支援を図ることを目的に債務者に有利となる取り決め(約定条件の変更等)を行った貸出金や元金または利息の支払いが3カ月以上延滞している貸出金のある債務者です。

■ 金融再生法の要管理債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的に債務者に有利となる取り決め(約定条件の変更等)を行った貸出金や元金または利息の支払いが3カ月以上延滞している貸出金です。

自己査定における債務者区分は「債務者単位」、金融再生法に基づく開示債権額は「債権単位」です。例えば、一人の債務者に2件の貸出金があり、うち1件の貸出金が3カ月以上延滞している場合、自己査定では2件の貸出金合計額が要管理先に区分されるのに対し、金融再生法では要管理債権と正常債権(要管理債権以外の貸出金)にそれぞれ区分されます。

◎ 自己査定:その他要注意先(要管理債権のない要注意先)

貸出条件に問題のある債務者、貸出金等が3カ月未満延滞している債務者、財務内容に問題のある債務者などです。